

～地震に備えるために～

過去に発生してきた震災では、家の中にいた多くの方が倒れてきた家具の下敷きになり亡くなったり、大けがをしたりしてきました。

大きな地震の際には「家具は必ず倒れるもの」と考え、防災対策を講じておく必要があります。

最も無防備になる就寝時の身を守るため、寝室や子ども部屋の家具は少なめにするか、倒れにくくなる低い家具を選択するといった対策のほか、倒れてきたものが出入口をふさいだり、自分の方に倒れてこないよう、向きや配置を工夫することも有効です。

家具の転倒防止に最も有効とされているのは「家具の固定」です。大きな家具はL字金具で壁に固定またはポールで天井に固定するほか、棚の中身が散乱しないように留め具を付けたり中に滑り止めのシートを敷くといった対策も物の飛散を防いでくれ有効です。

また、手の届くところに懐中電灯やスリッパ、笛（ホイッスル）を備えておくといざというときに役に立ちます。

懐中電灯は夜間の避難での必需品。スリッパは割れたガラスなどの破片から足を守ってくれます。少ない力で音が出せる笛（ホイッスル）は閉じ込められたりした際に助けを呼ぶときに役立ちます。



●落下物は凶器になります
下ろしておきましょう



●大きな家具は固定を
（補助金もあります）



●救助笛は助けを呼ぶのに便利です

～家具の固定には補助金があります～

川根本町では、地震発生時の家具などの転倒による被害の軽減を図るため、家庭内の家具の転倒防止器具の取り付けについて、1箇所につき最大5千円までの補助金を用意しています。詳しくは総務課自治防災室までお問い合わせください。

～普段からしておきたい、身の回りでできる事～



●防災訓練への参加



●非常持ち出袋の確認



●災害用物品7日分の備蓄



●避難場所や経路の確認

●最新の気象情報を収集するには

静岡県土木事務所のインターネットサイト「サイポスレーダー」は、細かい地区ごとの雨量・河川の水位情報、土砂災害警戒情報、河川監視カメラの映像などをご覧いただけます。

大雨や洪水などの各種警戒情報はこのサイトの情報を基準に発令されますので、早めの避難準備などにご活用ください。

また、普段はピンポイントの天気予報としても利用できますので、スマートフォンやタブレットなどで右側のQRコードからアクセスし、登録しておくとう便利です。



↑サイポスレーダーは
こちらからどうぞ

12月2日（日）は地域防災訓練の実施日です！

ごわー！ごわー！時の心得を再確認！

災害への備えを忘れずに！

今年9月に2つの大きな台風が町内を襲いました。幸い本町では家屋の倒壊や水害といった深刻な被害はありませんでしたが、一時大井川の水位が警戒水位を越え、水防団の出動があったほか、広範囲での倒木や林道での路肩崩壊などによる集落孤立、広範囲にわたる長期間の停電など、町民の生活に重大な影響を及ぼすこととなりました。

災害による被害をできるだけ小さくするためには、一人一人が取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士で助け合う「共助」、行政などによる「公助」の3つが重要とされています。

災害の発生時には、まず自身身の身を守る「自助」が重要となります。自分の家の安全対策をしておくとともに、自らの身の守り方、安全を確保するための避難経路や場所の確認などを知っておくことが大切です。

防災対策には、「これで十分」や「絶対に大丈夫」ということはありません。自分の住んでいる地区にどのような災害が発生する可能性があるのかを知ること、自身や家族の安全を確保する方法を知ること、万が一のための水や食料などを7日分を目安に備えておくことも必要です。

●風水害から身を守るために！

●まずは情報収集！
テレビ・ラジオ・インターネットなどで最新の情報を入手するよう努めましょう。

●早めの避難行動！
雨の具合や土砂崩れの前兆など、危険を感じたら速やかに安全な場所に避難しましょう。

●避難するときの注意！
土砂崩れの場合はできるだけ崖や斜面から離れてください。また、崩れそうな場所からはまっすぐに下がらず、左右に逃げないようにしてください。水害の場合は水位に気をつけましょう。水がすねの高さほどの場合、流れがあれば足をとられて流される危険があります。その場合は無理をせずに少しでも高い所へ移動して救助を待ちましょう。

●身を守るための避難情報

町からの避難情報は3段階。かわねフォンか屋外放送で告知されます。状況を理解し、慌てずに行動を取りましょう。

●避難準備・高齢者等避難開始

「避難の準備を始めてください」
いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる方は避難を開始しましょう。避難に時間を要する方（高齢者・障がい者・幼児を連れた方）は避難を開始しましょう。

●避難勧告

「落ち着いて避難を開始してください」
指定の避難場所へ避難するか、すぐに安全な場所へ避難しましょう。

●避難指示（緊急）

「ただちに避難してください」
まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難しましょう。避難するのがかえって危険な場合は、行ける範囲で可能な限り安全な場所に避難しましょう。

低
災害の危険
高

防災に関する問い合わせについては
総務課 自治防災室 ☎ (56)2220